

改正概要説明書	
国名： シンガポール	法令名： 特許法
改正情報： 2016 年 11 月 1 日版	
<p>改正概要：</p> <p>2014 年に大改正が行われた。今回は下記の法に基づく小修正である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特許法改正法(2012 年)第 2 条(d)の施行(2016 年 11 月 1 日)に伴う改正。(第 2 条) 2. 2014 年 4 月 30 日施行の Statutes (Miscellaneous Amendments) Act2014 による小修正： 信託通知に関し明確化。(第 42 条) 3. 2016 年 6 月 10 日施行の Statutes (Miscellaneous Amendments) Act2016 による小修正： 郵便による送達に関し規則に規定。(第 109 条) 	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 条 「販売承認」 および「薬用製品」 の定義が改訂された。 ・ 第 42 条 (3A)が追加された。 ・ 第 109 条 廃止された。 	